

浪江町環境基本計画骨子について

1. 計画の基本的事項

1-1. 計画の背景

本町は、令和3（2021）年3月、浪江町環境基本条例（以下「条例」といいます。）を制定しました。以下は条例の前文です。

私たちのまち浪江は、福島県浜通り(沿岸部)の北部に位置し、海、山、川に囲まれ、豊かで美しい自然に恵まれており、私たちは、その自然の恵みの中で生活を営み、先人達の歴史や伝統を誇りとして、その知恵を引き継ぎ、文化を創造してきた。

しかし、人々の暮らしは、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、物質的に豊かで便利になる一方、資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出した結果、身近な環境のみならず、地球環境にまで過大な負荷を与えている。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散を引き起こし、私たちの生活にも大きな影響を及ぼした。

私たちは、資源に限りがあることや、破壊された地球環境を回復することが困難であることを深く認識し、資源の効率的利用や再生可能エネルギーの普及により原子力や化石燃料のエネルギー依存の低減に寄与するなど、社会経済活動や生活様式を見直すとともに、町、町民及び事業者が一体となって、環境の保全及び創造のため行動し、健全で恵み豊かな環境を、子や孫など将来の世代に引き継がなければならない。

私たちは、このような認識の下で、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる地球にやさしいまち浪江を実現するため、この条例を制定する。

また、条例第8条で、「町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。」とされています。

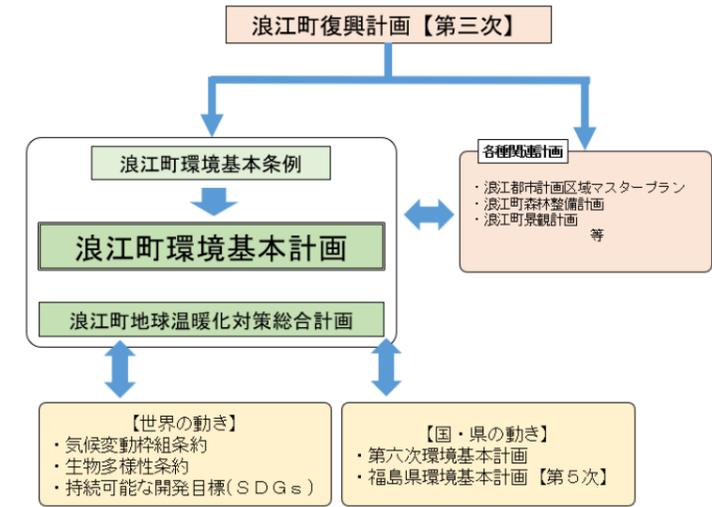
条例における、このような背景、理念及び規定に基づいて、浪江町環境基本計画を策定するものです。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、「浪江町環境基本条例」を根拠とした行政計画です。環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

「浪江町復興計画【第三次】」をはじめとする本町の関連計画を、環境の面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、町民・事業者・行政が環境の保全と創造に取り組むための方向性を示しています。

また、計画の策定にあたっては、世界の動きや国・県の関連計画との整合性にも留意したものとしています。



1-3. 期間

以下を踏まえて、本計画の期間を、**令和8(2026)年度から令和12(2030)年度**までとします。

- ① 本町の最上位計画である「浪江町復興計画【第三次】」、及び下位計画となる「浪江町地球温暖化対策総合計画」の計画期間がいずれも令和12（2030）年度までであること。
- ② 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」における温室効果ガスの削減目標の期限が、令和12（2030）年度までであること。（日本の目標：温室効果ガスの排出量を2013年度比46%削減）
- ③ 国の「第六次環境基本計画」、及び福島県の「福島県環境基本計画（第6次）」の計画期間が令和12（2030）年度までであること。

なお、次期（第2次）浪江町環境基本計画の期間については、計画の遂行及び達成状況、環境の現状、国、県、他自治体の計画内容等を踏まえ、適切に設定することとします。

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
国 第六次環境基本計画				令和6(2024)年度から令和12(2030)年度 7年間						
福島県環境基本計画 【第5次】		令和4(2022)年度から令和12(2030)年度 9年間								
浪江町復興計画 【第三次】	基本構想(10年)									
	前期基本計画(5年)					後期基本計画(5年)				
浪江町 地球温暖化対策 総合計画			令和5(2023)年度から令和12(2030)年度 8年間							
浪江町 環境基本計画										
					策定	令和8(2026)年度から令和12(2030)年度 5年間				

2. 浪江町の環境の現状と町民の意識

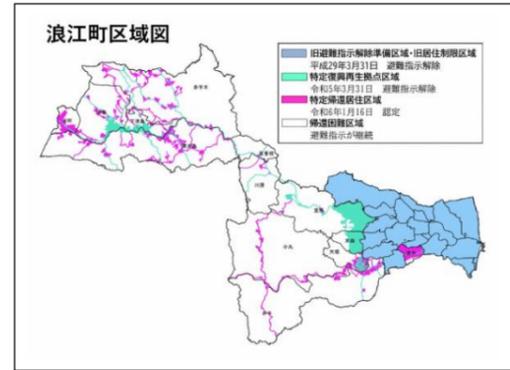
2-1. 浪江町の環境の現状

浪江町の環境特性について、「社会特性」、「自然特性」に区分し、最新データの整理・分析を行いました。

(1) 社会特性

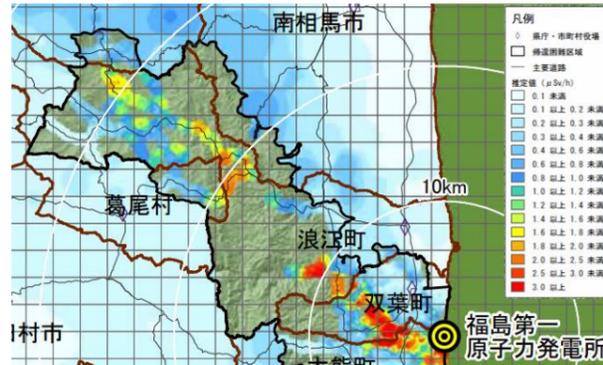
1) 放射線による居住制限等

- 町の総面積は 223.14 k㎡ですが、**原発事故により 181.39 k㎡ (81%) が帰還困難区域に指定**されました。
- 平成 29 (2017) 年 3 月、帰還困難区域以外の避難指示が解除されました。また、令和 5 (2023) 年 3 月には、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域(661ha)で避難指示が解除されました。



2) 放射線量

- 帰還困難区域における放射線量は、原発事故の直後からは大きく減少しているものの、地域によってバラツキがみられます。



出典: ふくしま復興情報ポータルサイト
測定日: R5.4.10~5.9

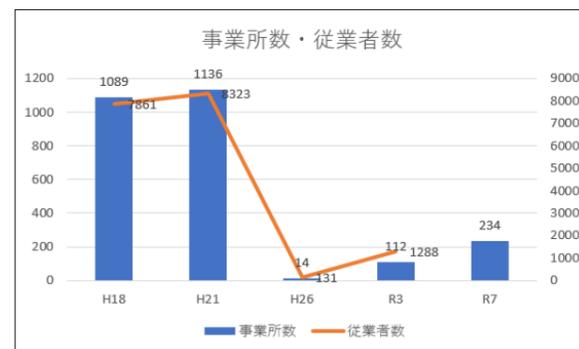
3) 人口・世帯

- 原発事故により、平成 29 (2017) 年の一部地域での避難指示解除まで全町避難を余儀なくされました。
- 令和 6 (2024) 年現在で **2,254 人、1,412 世帯が町内に居住**しています。



4) 事業所数・従業員数

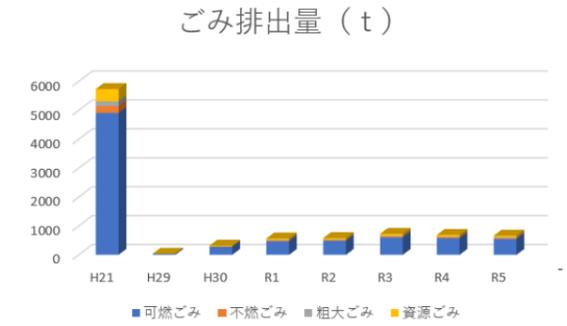
- 事業所数、従業員数は、避難指示の一部解除以降、回復しつつありますが、令和 6 (2024) 年の事業所数は平成 21 (2009) 年の 2 割にとどまります。



出典: 経済センサスほか

5) ごみの排出量 (生活系ごみ)

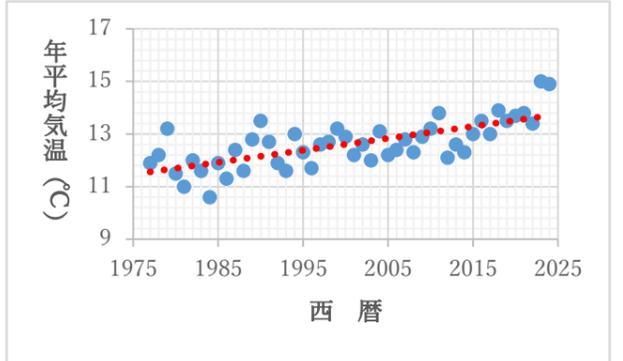
- 生活系ごみの排出量は、震災前の平成 21 (2009) 年度は 5,733 トン、令和 5 (2023) 年度は 663 トンとなっています。



(2) 自然特性

1) 年平均気温

- 浪江町における 1977 年から 2024 年のデータです。
- 年平均気温は上昇しています。
- 令和 5 (2023) 年は最も高い 15.0℃を記録しました。

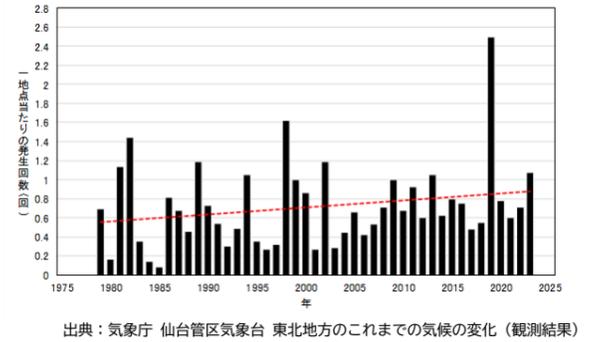


出典: 気象庁 過去の気象データ 浪江

2) 短時間強雨

- 短時間強雨の降る回数が長期的に増加しています。
- 福島県では、1 時間に 30mm 以上の短時間強雨の降る回数が長期的に増加の傾向を示しています。

※浪江町内に観測点がないため福島県全体のデータを用いています。

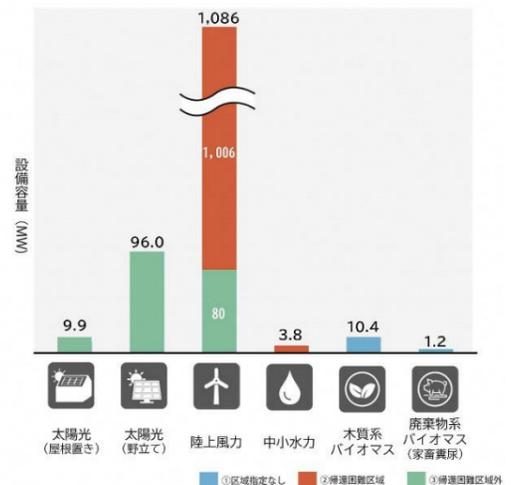


出典: 気象庁 仙台管区気象台 東北地方のこれまでの気候の変化 (観測結果)

3) 林野および森林の CO₂ 吸収量

- 町の総面積 223.14 k㎡に対して林野の面積は 160.43 k㎡で、**林野率は 71.9%**となっています。
- 森林による **CO₂ 吸収量は 29.6 千トン/年**となっています。

出典: 農林業センサス (2020)



4) 再生可能エネルギーのポテンシャル

- 浪江町の再生可能エネルギーのポテンシャルとして最も多いのは陸上風力になりますが、**大半が内陸の帰還困難区域に集中**しています。
- 次いで多いのは**太陽光発電**になります。

出典: 浪江町地球温暖化対策総合計画 (2023 年)

※太陽光発電については、帰還困難区域の土地利用が森林かつ山間の複雑地形であり、自然環境との調和、面的開発を行う際の森林伐採費用・造成費用等が大きくなること、山間では日照時間が短くなることを理由に今後も慎重な議論が必要であることから、帰還困難区域外のみをポテンシャルの推計対象としています。
※バイオマス発電については、エネルギーの原料の分布だけでなく、輸送システムの整備、安定供給の担保といった複合的な要素がポテンシャルに影響するほか、公開されている統計資料を基に推計した結果となるため、帰還困難区域内外の区分を無しとしています。

2-2. 町民・事業者の環境に関する意識

町民・事業者の環境に関する意識を把握するため、町民、小学生・中学生を対象としたアンケートの実施及び事業者ヒアリングを行い、課題を整理しました。

(1) 町民、小・中学生アンケート調査

■調査対象

- ① 町内在住の16歳以上の町民
 - ・町内在住者（700名）、町外避難者（300名）
- ② なみえ創成小学校 4年生、5年生、6年生の児童
- ③ なみえ創成中学校 1年生、2年生、3年生の生徒

■調査方法・調査期間・回収結果

区分	調査方法	調査期間	配布数	回収数	有効回収率
町民 (町内在住者)	郵送による配布、回答とWeb回答を併用	令和6年11月7日(木)～11月29日(金)	698 (2通宛名不明)	219	31.4%
町民 (町外避難者)	郵送による配布、回答とWeb回答を併用	令和6年11月7日(木)～11月29日(金)	300	100	33.3%
町民 (合計)			998 (2通宛名不明)	319	32.0%
小学生	直接配布、直接回収	令和6年11月1日(金)	23	23	100%
中学生	直接配布、直接回収	令和6年11月8日(金)	21	21	100%

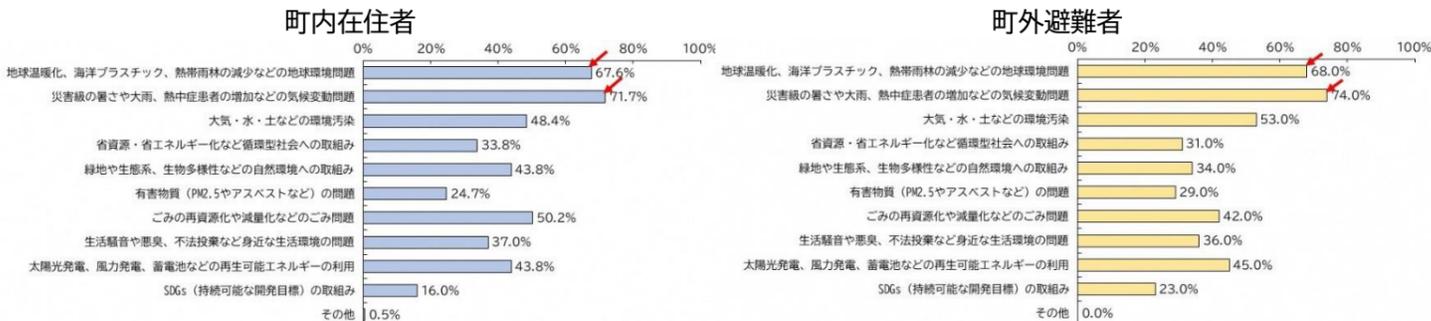
■町民アンケート調査結果(抜粋)

1) 環境問題への関心について



●町内在住者、町外避難者ともに、「とても関心がある」「やや関心がある」が9割前後となっています。

2) 関心のある環境問題は



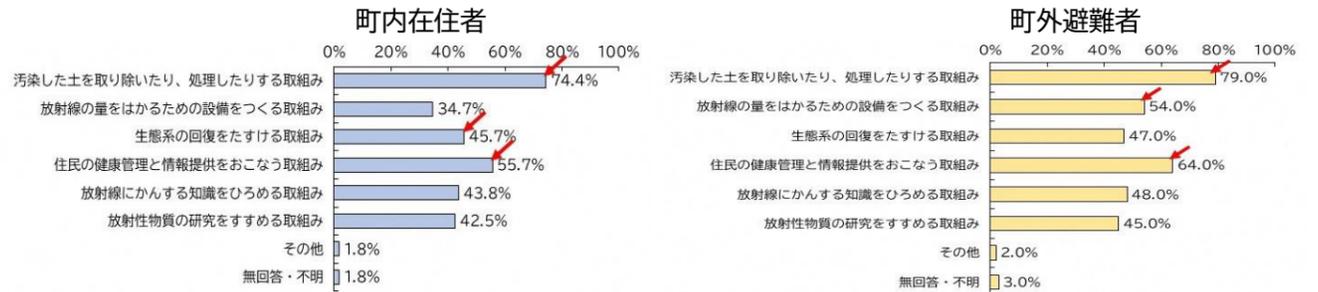
●町内在住者、町外避難者ともに、「気候変動問題」が最も多く、次いで「地球環境問題」となっています。

3) 浪江町の環境を良くするために必要なことは



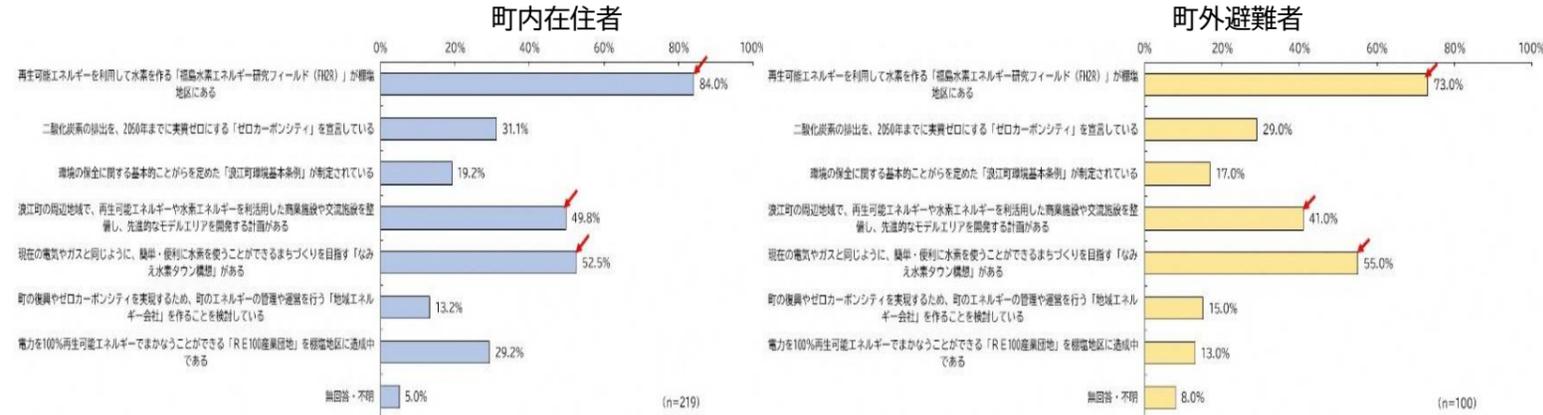
●「周辺の山、川などの自然環境の保全」、「川や池、沼の水をきれいに」、「不法投棄、産業廃棄物対策の充実」が上位にあげられ、町内在住者、町外避難者ともに同じ傾向が見られました。

4) 放射性物質による環境汚染から浪江町を回復させるための取組に必要なことは



●「汚染した土を取り除いたり、処理したりする取組」、「住民の健康管理と情報提供をおこなう取組み」などが上位にあげられ、町内在住者、町外避難者ともに同じ傾向が見られました。

5) 環境に関する浪江町の取組みについて知っていること



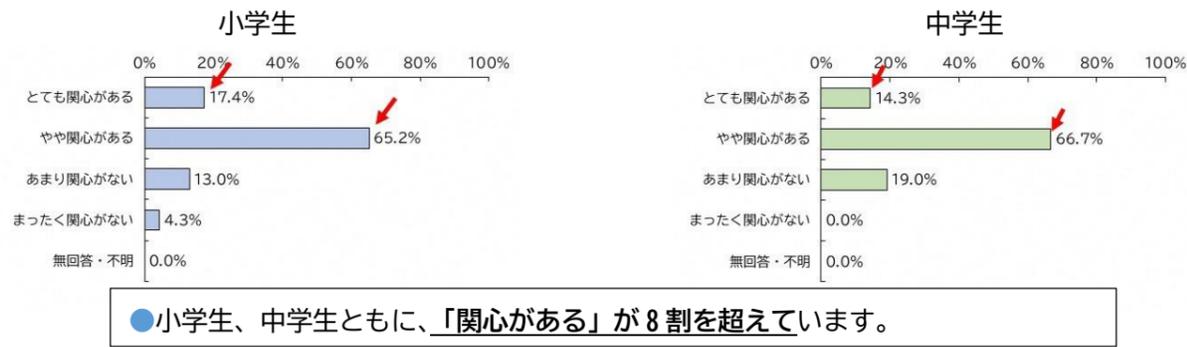
●町内在住者、町外避難者ともに「福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)」、「なみえ水素タウン構想」、「再エネや水素エネルギーを活用した先進的なモデルエリアの開発」などが上位にあげられた。
●反面、町内在住者、町外避難者ともに「浪江町環境基本条例の制定」、「ゼロカーボンシティ宣言」の認知度は、低いものとなった。

6) 自由記述について

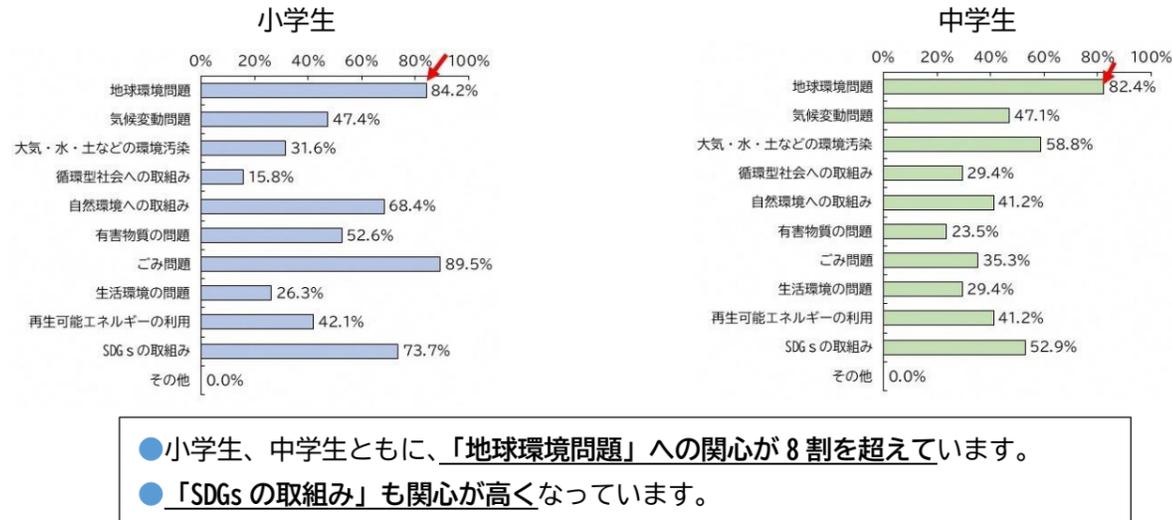
- 空家、空き地と雑草の繁茂等。そのため町内の景観が悪い
- 復興の進展とインフラの充実により、復興した将来の浪江町への期待

■小中学生アンケート調査結果（抜粋）

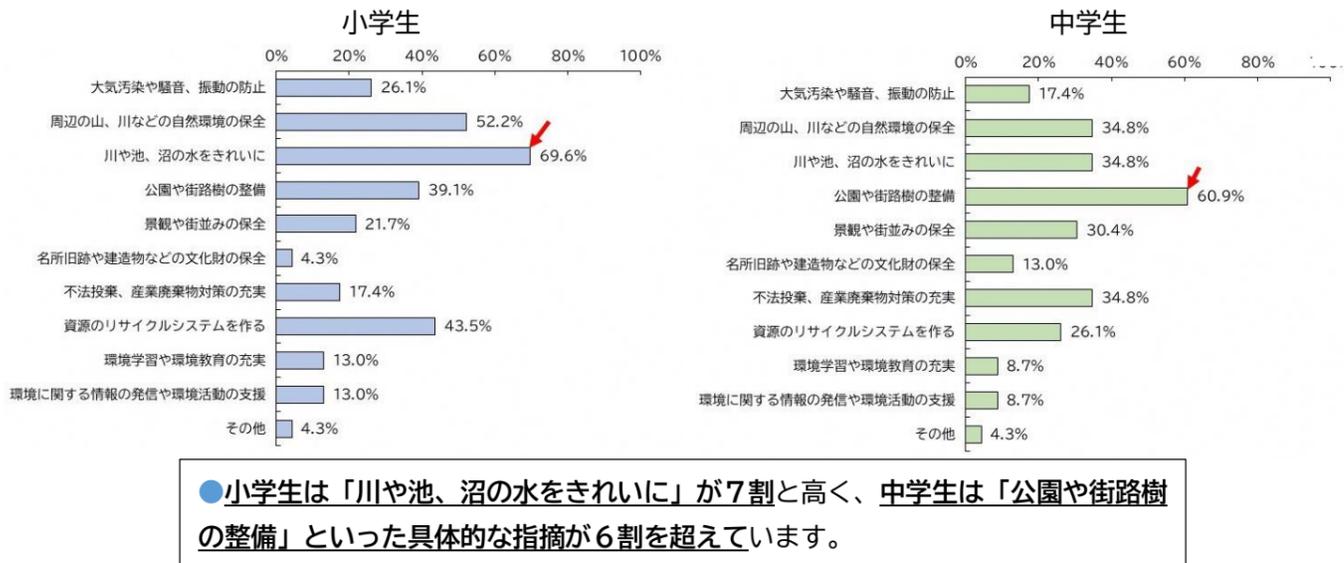
1) 環境問題への関心について



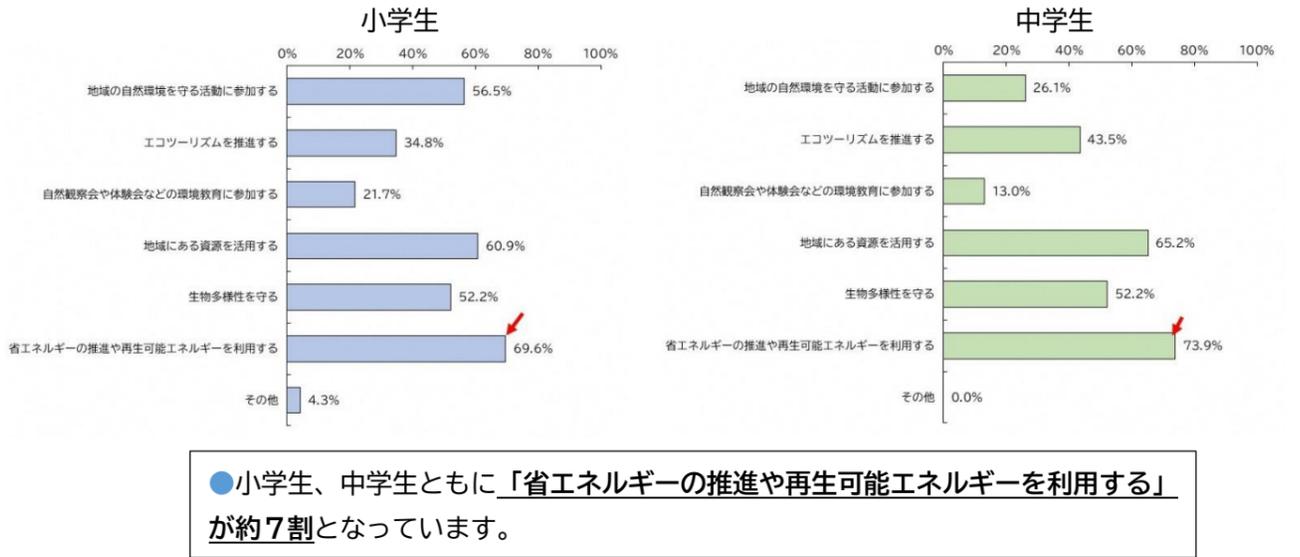
2) 関心のある環境問題は



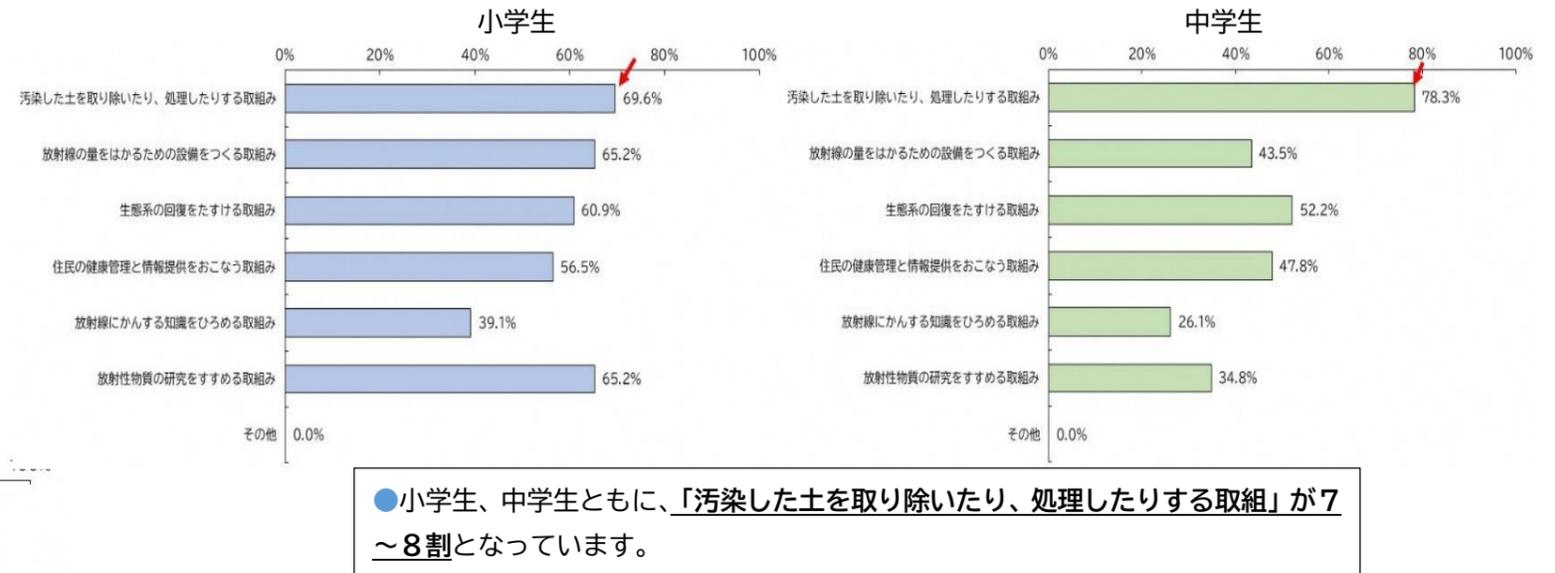
3) 浪江町の環境を良くするために必要なことは



4) 自然共生社会をつくるための取組で必要なことは



5) 放射性物質による環境汚染から浪江町を回復させるための取組で必要なことは



(2) 事業者ヒアリング

事業者ヒアリングから得られた業種ごとの環境保全に対する現状と課題

	脱炭素社会	循環型社会	地域環境	啓発・人材
農業	営農型再生可能エネルギーへの技術革新 気候変動に対する品種改良の取組み	浪江町復興牧場との資源循環による連携		企業、大学、行政との交流会など 環境の取組みにあたっての人材不足
建設業	町の水素への取組みとの連携、FCV活用など町との連携 酷暑時期の就業環境		中心市街地の再生 空き家、空き地の解消	環境マネジメント認証取得 環境の取組みにあたっての人材不足
製造業	バイオマスなど新技術開発		除染の進展による森林資源の活用への期待	環境の取組みにあたっての人材不足
小売業	FCV活用など町と連携 短時間強雨に対する店舗の浸水対策	食品ロスの取組み	町の復興と再生への期待	環境の取組みにあたっての人材不足

3. 現状及び意識のまとめと課題、計画策定の視点

環境に関する意識のまとめ

- 【町民・小中学生アンケート】
- ・地球環境問題や気候変動への関心は高い
 - ・自然共生社会の重要な取組みとして、地域資源の有効活用があげられている
 - ・循環型社会の取組みとして、廃棄物の削減や減量化、リサイクルの仕組みづくりへの要望が高い
 - ・安全で快適な生活環境づくりでは、大気・水・土などの保全と空き家、空き地の管理があげられている
 - ・環境と両立した復興の着実な進展と市街地再生が望まれている
 - ・町が推進する環境施策についての町民への啓発と情報提供の取組が望まれている
 - ・空き家や空き地の現状に対する関心が高く、市街地の復興・再生にあたっての景観面への配慮が望まれている
- 【事業者ヒアリング】
- ・復興への取組みと環境保全をつなげる施策展開が望まれている
 - ・事業所での省エネや再エネ導入への補助などの支援が望まれている
 - ・復興による市街地再生への着実な取組が望まれている
 - ・浪江町が推進する環境施策についての事業者への啓発と情報提供の取組が望まれている

国・県・町の主な環境目標

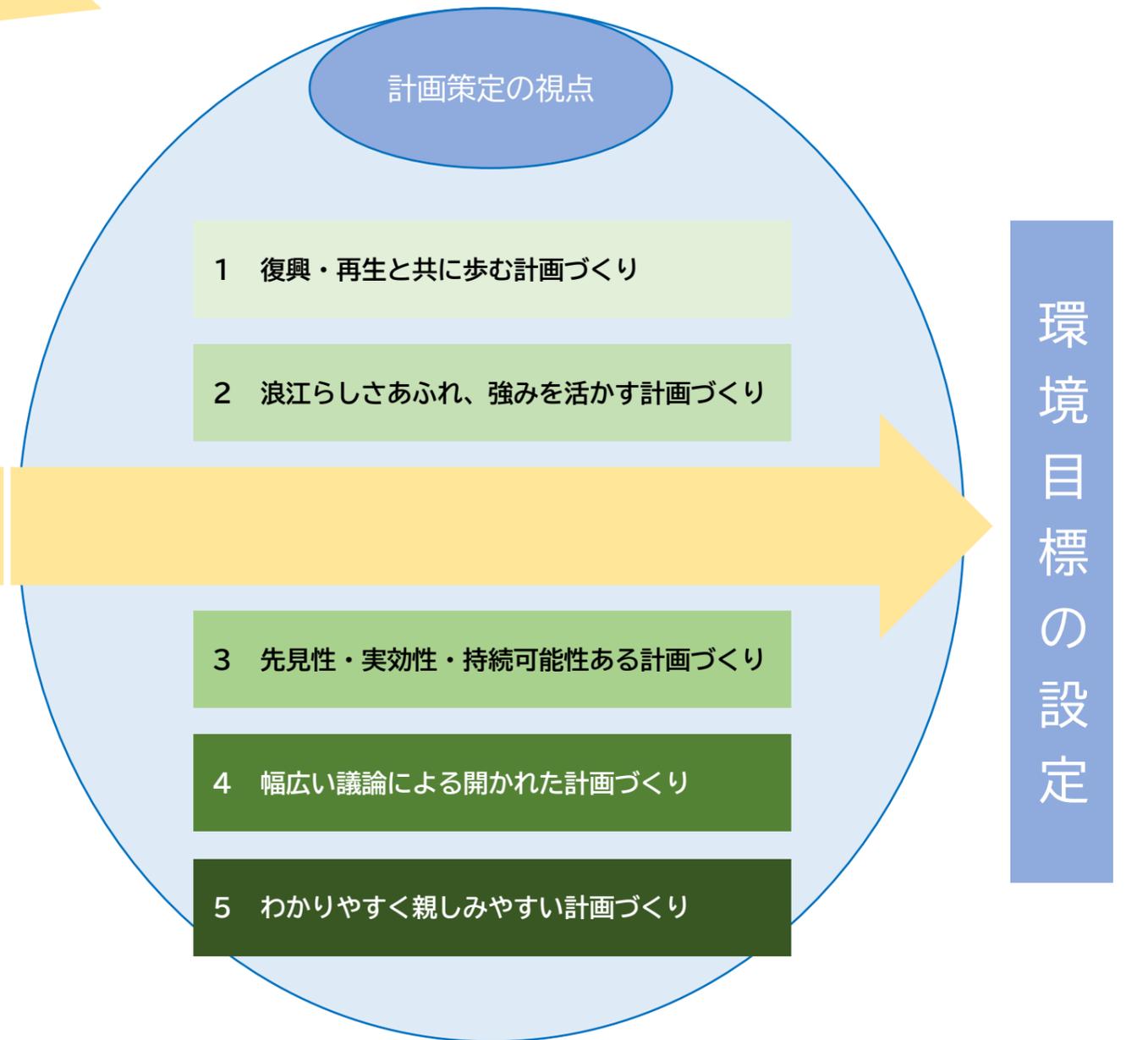
- 【国】
- ・カーボンニュートラル目標設定
 - ・2030年-46%、2050年実質ゼロ
- 【県】
- ・放射性物質による環境汚染からの回復
 - ・美しい自然環境に包まれた持続可能な社会
- 【町】
- ・2030年度までにカーボンニュートラル50%
 - ・2035年度を待たずに100%達成

社会特性・自然特性のまとめ

- ① 請戸川、高瀬川が流れ、山・川・海と変化に富む自然環境
- ② 町域の約72%を林野が占めている
- ③ 町の居住人口・世帯は、一部地域での避難指示解除後、徐々にではあるが増加している
- ④ 町の面積の約80%は依然として帰還困難地域である
- ⑤ 帰還困難区域の放射線量は、原発事故直後からは減少しているが、依然として比較的高い地域がある
- ⑥ 陸上風力発電のポテンシャルが高いが大半が帰還困難区域に存する
- ⑦ 次に太陽光発電のポテンシャルが高い
- ⑧ 水素エネルギーの実用化を推進するべく、実証実験等に取り組んでいる

課題の抽出

- ① 地球温暖化が急速に進展しつつあることから、気候変動が社会や生態系に及ぼす悪影響を低減するための、実効ある積極的な対応が急務
- ② 町の豊かで多様な自然・生態系や農山村環境の保全と、復興・再生の推進を両立する取組が必要
- ③ 持続可能な社会を形成するため、町の強み・特性を踏まえた、効果的で野心的な取組を推進する必要
- ④ 原発事故による環境汚染からの回復や、不法投棄対策、空き家・空き地への対策など、景観の形成にも配慮した、安全・安心で快適な生活環境の創造・整備が必要
- ⑤ 町民・事業者における環境問題への関心の高まりや、環境活動のはぐくみ等を促進するため、適切な啓発、情報提供を推進する必要



4. 環境目標の設定

課題および計画策定の視点を踏まえ、環境に関する分野を以下のように区分し、考慮すべきポイントを掲げました。

環境分野	地球環境 (脱炭素社会)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化（カーボンニュートラル、省エネルギー） 資源、エネルギー（再生可能エネルギー、新エネルギー） 気候変動への適応 水素エネルギー
	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 森林、河川、湖沼、ため池、湿地、海岸 生物多様性、生態系、自然共生社会 農地、里山、身近な自然 自然とのふれあい（エコツーリズム）
	循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物対策 ごみの適正処理 自然の循環、経済社会における循環
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 帰還困難区域の再生 まちの環境（歴史・文化資源、中心市街地、F-REI） 景観（郷土景観、景観に配慮した施設デザイン） 不法投棄 空き家、空き地の適正管理
	啓発と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体（町民、事業者、行政）との連携、協働 環境学習、環境教育 環境情報、環境に類するイベント

上記の分野それぞれにおいて、課題を解決し達成するための目標として、以下のような環境目標（案）を定めました。



5. 施策の体系

目標を達成するために実施すべき施策の体系（案）を定めました。

I	ゼロカーボンシティの実現	I-1. 再生可能エネルギー導入の促進と省エネルギー対策の徹底
		I-2. 水素エネルギーの実装と新たな産業の創出
		I-3. エネルギー地産地消・地産外消の推進
		I-4. 気候変動に適応する方策の推進
		I-5. カーボンニュートラルへの率先的な行動
II	自然と共生するまち	II-1. 自然環境の保護・保全
		II-2. 生物多様性の保全
		II-3. 自然とのふれあいの推進
III	持続可能な循環型社会の形成	III-1. 廃棄物の適正処理
		III-2. 適正なごみ分別の啓発と推進
		III-3. 循環型の町民・企業行動の推進
IV	安全で快適な暮らしのあるまち	IV-1. 放射線対策の推進
		IV-2. 帰還困難区域の再生
		IV-3. 社会基盤の整備と景観の形成
		IV-4. 不法投棄対策の推進
		IV-5. 空き家・空き地の適正な管理
V	みんなが環境を考え行動するまち	V-1. 多様な主体との連携・協働
		V-2. 環境教育・環境学習の推進
		V-3. 環境情報の共有・発信